

第21回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

平成23年6月23日

【浦上専門官】 それでは定刻前ではございますが、予定の委員の方がおそろいなのです。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第21回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催いたします。調査委員会の開催に当たりまして、岡本事務次官から一言ごあいさつを申し上げます。

【岡本事務次官】 おはようございます。委員の皆様方には、今までもこの調査委員会、9年間にわたりましてご指導いただきまして、ほんとうにありがとうございました。私ごとでございますが、行政局長時代にも、安田先生初め、皆様方に大変お世話になり、ありがとうございました。

この住基ネットも、先生の方の前では申し上げるまでもないことでございますけれども、非常にいろいろな波にもまれながら、時には性急になる我々、あるいは慎重になり過ぎる、そういうようなところを、先生方のいろいろなご指導をいただきながら、今日のような、我々、自慢し過ぎかもしれませんが、不可欠なインフラという意味での、いろいろな評価もいただけるようになったのではないかと考えております。しかしまた、そういうものをきちんと、より不可欠な、実効能力を持った、より安全で信頼が置けるもののシステムにするということが、より我々の課題だろうと考えておりますし、そういう意味で、今回お願いをいたしております、番号制度に関します住基ネットのあり方ということについて、今日は中間論点整理をいただけるということでございます。私どもとしましては、このいただきました論点整理を踏まえまして、新しいシステムの構築に向け、全力を尽くしてまいりたいと思います。

ご案内のとおり、ごらんのような政治状況の中で、本体の税と社会保障一体の大綱のほうは、今、党の調査会で最終的なご議論をされているというふうに向っております。内閣官房のほうの話によりますと、今日もまた党のほうでいろいろな会合が行われて、できれば、早ければ明日には何とかしたいというようなお話も伺っておりますけれども、遅くとも月内には何とかとりまとめ、閣議決定に持っていきたいということで、最終的な調整がされている状況でございます。そういう全体の状況でございますが、今日の中間論点整理をいただきまして、私どもとしましても、先ほど申し上げましたように全力を挙げてまい

りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【浦上専門官】 それでは本日の委員をご紹介します。

東京電機大学教授の安田座長。

東京工業大学教授の大山座長代理。

リコージャパン株式会社代表取締役会長執行役員の遠藤委員。

全日本自治団体労働組合副中央執行委員長に加藤委員。

三鷹市長の清原委員は30分ほどおくれていらっしゃるということでございます。

東京工科大学教授の手塚委員。

一橋大学名誉教授の堀部委員。

サイバー大学教授の前川委員。

公認会計士の松尾委員。

計9名の皆様にご出席をいただいております。ありがとうございます。なお徳島県知事の飯泉委員、NPO法人国際変動研究所理事長の小川委員からはご欠席という連絡を承っております。また本日は事務局として鈴木副大臣、それから久元自治行政局長、三輪審議官も出席する予定ではございますが、公務の都合によりましておくれて参ります。鈴木副大臣が参りましたら、また一言ごあいさつさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと存じますので、ここからの進行は安田座長にお願いしたいと思っております。

【安田座長】 皆様きょうはご出席ありがとうございました。中間とりまとめということなので、慎重に審議をしていきたいと思っております。議事に入る前に、資料の公開、議事録等についての取り扱いの確認をしたいと思っております。事務局からご説明をお願いします。

【浦上専門官】 本日の資料につきましては、中間論点整理の見え消し版と、それから、それを溶け込ました版、2つご用意させていただいております。それから参考資料としまして「社会保障・税番号要綱」、それから参考資料2としまして「番号制度における情報連携のイメージ」をお配りしてございます。この「中間論点整理（案）」につきまして本日も議論をいただきまして、本調査委員会においてとりまとめを行っていただきたいと考えておりますが、資料の取り扱いといたしましては、現在、政府において検討されております社会保障・税に関わる番号制度自体が、今月中の大綱の策定に向けて調整中ということでございますので、「中間論点整理（案）」につきまして、本日のご議論を踏まえて修正があ

る場合には、速やかに修正しまして、最終版を6月27日をめどに公開したらどうかと考えております。

議事録につきましては、大綱がまとまった後、しかるべき時期に、前回のものと合わせて公開することが適当かと思われます。また、この中間論点整理につきましては、本日まで議論の上、とりまとめをもしただけということをございましたら、来週の6月30日に開催を予定されております情報連携基盤ワーキンググループ、内閣官房が主催でございますが、そちらのほうに提出し、事務局から説明させていただきたいと考えております。

【安田座長】 ありがとうございます。6月27日ごろにとりまとめて公開したいということと、あと議事録については、その後やりたいと。あと6月30日に情報連携基盤WGに提出するというこの予定ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【安田座長】 ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

では議事に入ります。まずは議題が「社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について」ということをございまして、この「中間論点整理(案)」について、事務局からご説明をお願いします。よろしくお願ひします。

【山崎住民制度課長】 それではご説明申し上げます。一番最後のほうに参考資料2として、いつもの絵が入っております。これが情報連携基盤と情報保有機関と住基ネット、公的個人認証サービス、この関係を示した絵でございますので、これを左に置いていただきながらごらんをいただきたいと思ひます。それから資料を2つ用意しておりますが、1つは溶け込んだ版でございまして、これは全部黒い字で書いてございます。もう一つ、赤い字のやつがありますのは、前回、6月2日にご議論いただきましてから、6月2日のご意見、それを踏まえて、さらに専門調査会でご議論いただきました。専門調査会でご議論いただいて、6月2日の議論と専門調査会の議論を合わせまして、変えた部分が赤くなっているというのがこの赤いバージョンでございます。要所、要所、赤いバージョンに従って、どういうふうに変えたかというお話をさせていただきたいと思ひます。

まずごらんをいただきますと、「中間論点整理の素案」が、「中間論点整理(案)」になってございます。それから日付が「2日」であったものが「23日」にしてあるということから始まりまして、「0」で「はじめに」を入れましたのは、前回、清原市長から、そっけなく1番の付番から行くのではなく、これまで住基ネットが果たしてきた役割だとか、非

常に安定的に経過しておるとか、そういうことを、意義をしっかりと言うべきではないかというお話がございました。それで「0 はじめに」というふうに書きまして、一番初めに住基ネットが全国の都道府県、市町村の連携のもとに、関係者の努力によって、9年間にわたって安定稼働を続けているということ。公的個人認証もそうであると。それから平時におきましても、毎年1億3,000万件の情報を提供しておると。それから旅券、パスポートの発行時に必要とされていた住民票の写しを510万件省略しているとか、それから年金の現況届。これは、確かに私は生きていますという届を、市役所に行って、判子をもらって出していたわけですが、これが4,000万件省略できているということ。こういうことで、平時においても非常に役に立っているということを書かせていただきました。

それから加えまして、この調査委員会でもご説明を申し上げましたが、今般の東日本大震災におきまして、非常に大きなバックアップ機能を果たしたということ、それから、少し古くなりますが、年金記録問題におきまして、いわゆる「消えた年金」を、住基ネットを検索することによりまして、500万人分、改めて発見したということで、非常に重要性が認識されているというふうに書かせていただきました。

こういうことを踏まえまして、さらに現在検討されております番号制度において、住基ネットが不可欠の基盤となると。そういうことであるから、ネットワークシステムのあり方について、これからますます重要なインフラになるということ踏まえて、実効的な制度として設計していくべきであるというふうに書かせていただきました。

そこで1番でございますが、付番についての論点5でございます。論点1は、「番号」を付番するために、住基ネットから「番号」生成機関に対してどのように住民票コードを提供するかということでございます。これは、語尾の「べきではないか」というのをそろえましたのは、「素案」から「(案)」になりますので、こうしたらどうですかというふうに語尾を統一させていただきました。変えましたのは、「番号制度導入後」の話でございます。これは例えば、戸籍の出生届がありましたと。そのときに、どういうふうに付番をしていくかという話でございます。

前回、消してあるバージョンではどう考えていたかと申しますと、実は今、住民票コードはあらかじめLASDECで、住民票コードが重複しないように生成いたしまして、その束を市町村に渡しておきます。その束から市町村は住民票コードを抜き出して、一人一人に付番しているということにしてございます。そのアナロジーでいきますと、実は「番号」も、あらかじめLASDECのほうで住民票コードから「番号」を生成させておって、

「番号」の束も渡しておくという考え方がありました。そういたしますと、住民票コードと「番号」を一对にして、同じように付番していくという考え方をとっておりました。

ただ、これの若干の問題は、いつも一对でございますので、住民票コードを変えれば、必ず「番号」を変えるとか、「番号」を変えれば、必ず住民票コードを変えらなければならない部分がありました。

そこで実は、ページをめくっていただきますと、「番号」の付番をコール&レスポンス方式にすれば、住民票コードの二重付番をチェックすることができるのではないかというご意見を入れさせていただきました。これは何かというと、コール&レスポンスというのは、住民票コードを束から抜き出したと。この住民票コードをつけますよということを、例えばLASDECにコールするわけです。そうするとLASDECの側で、「番号」をそれから生成しましてレスポンスするというのを、恐らく何秒単位でできると思いますが、それをやりますと、結局「番号」のほうは束を持たなくても、住民票コードの束だけ持っておれば、「番号」を付番することができるだろうと。

そのときに、これは大山先生からご指摘があったのですが、今まで二重付番が起こるか起こらないかという問題は、実は市町村に委ねられていたわけですが、これをやることにおきまして、LASDECの側で、1度付番されている住民票コードがコールされた場合には、おかしいよというチェックができるだろうと。そういうことで、これはきれいによく動くのではないかという議論がございました。そこで、そういうことが読み込めるように、これはさらに技術的な検討を加えますが、「市長村長は、出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合には、「番号」生成機関から指定された、住民票コードに一一対対応した「番号」を書面により個人に通知することとすべきではないか」というふうにあっさりとお書きをいただきまして、束の話とかをちょっと抜いてございます。

次に論点2のところは、「付番した「番号」を情報保有機関に対しどのように通知するか」ということで、これは語尾を直しただけで、前回と変更はございません。

論点3は、「「番号」を住民票に記載するか」どうかということで、これも変更ございません。「番号」という重要なものができるので、本人請求をしたときだけ出す住民票の写しになりますが、住民票には記載しようということを書いてございます。

論点4でございます。「「番号」を個人に通知することと、「住民票コード」を個人に通知することとをどのように整理するか」。これはいろいろ議論がございました。住民票コードはつくりましたときの経緯から、やはり自分についているコードがわからないというの

はどうかという話があって、通知をいたしております。ただ、今後番号制度ができたときには、これは安田座長からもご指摘がありましたけれども、「番号」さえ知っていればいいわけですし、「番号」でいろいろな機関とのやりとりはするわけです。住民票コードはその方にとってあまり意味のないものになると。むしろ住民票コードをお知らせしないほうが安全になる可能性がございます。

そういった意味で、こういう論点がございしますが、実は一方で、現在、日本年金機構は住民票コードを年金記録の整理に使っております、年金の受給者から住民票コードを書いてもらって、その住民票コードで住基ネットとマッチングをしております。番号制度ができて一定の期間がたったときに、これは解消すればどうかということもございしますので、いずれは通知しないことにできないかということをしにじみ出すために、「当面は」ということを入れさせていただきました。

それから3ページでございます。論点1、これは「IDコード」を付番するため、住基ネットから「IDコード付番機関」に対しどのように住民票コードを提供するか」ということで、これはIDコード付番機関に提供するというだけを書いているだけでございしますが、語尾を統一してございます。

論点2、「情報保有機関からのリンクコードの紐付け要求に応じて情報連携基盤が住基ネットにどのように4情報を照会するか」ということですが、これも変えてございません。

論点3でございます。「情報保有機関が保有する基本4情報と住基ネットが保有する基本4情報を一致させるための住基ネットから情報保有機関への本人確認情報の方法はどうあるべきか」ということですが、これは情報保有機関。例えば日本年金機構とか国税庁は、自分の持っている、自分が取得している4情報と、住基ネット側が持っている4情報とを一致させていく必要がありますが、これをどういうふうにするかということですが、基本的には変えてございせんが、変えておりますのが、最後の「○」で、「情報連携基盤を通じて情報保有機関に対し、IDコード・リンクコードを介して4情報の異動等失効情報を通知」することとしてはどうかということですが、これは基本的に維持しておりますが、実は何を書いているかというと、一々、毎回変わった時点ですぐに住基ネット側から、国税庁とか日本年金機構にその情報を送るのではなくて、変更がありましたという事実の情報だけ情報連携基盤に投げておきまして、情報連携基盤は、それぞれの情報保有機関に、変更があったということだけ知らせておくと。例えば1年に一

遍、4情報を明らかにしたいというところは、その1年間の間に失効情報が来ているところを聞けば大丈夫になりますよという話なのですが、これは考えてみますと情報連携基盤側のシステム設計にかなり影響しますので、少し謙抑的に、「方法を検討することとするべきではないか」というふうにさせていただきました。これは住基ネットの側だけではできないので、こういう書き方にさせていただきました。

それから論点4でございます。「情報保有機関が保有する基本4情報と住基ネットが保有する基本4情報を一致させるために具体的にはどのような方法があるか」と。これは先ほど申しましたような、例えば国税庁なら国税庁、日本年金機構なら日本年金機構が、4情報を住基ネットに問い合わせ、どういふふうにやっていくのかという話でございますが、基本は前回と同じように、最大限住基ネットと一致できるように、情報保有機関側でいろいろな努力をする。それから、例えば公的個人認証サービスの署名用途に4情報が入っているから、それを利用するという。あるいは、例えば国税庁だとか日本年金機構が、どうしてもものときには本人から住民票の写しをとるといふやり方も書いてございます。

つけ加えましたのが、「構成員意見」のところでございます。これは、基本は実は私も、各省庁、各情報保有機関の側で努力をしていただくということを書いておりますが、いろいろな機関の事情を加味しながら、住基ネット側でやってあげられることが相当あれば、それはやってあげたらどうかという話がございます。特に大変だと思いますのは、例えば年金でありますと、年金に加入した20年前とか30年前の住所情報を持っておられます。そうすると市町村合併前の住所だったり、大字、小字が使われていたり、こちら側の住基ネットの側は新しい市町村名で、それから住居表示後の住所になっている。かなり、両方が努力しないとイケない面が出る可能性がありますので、そういうことを考えられないかというご意見でございました。

それから次の論点1「住基カードとICカードの相違点をどのように調整するか」でございます。この主な論点は、実は内閣官房の要綱段階では、ICカードには必ず「番号」が記載されていなくちゃいけないと書いてあるわけです。それに対しまして住基ネット側の今までのやり方でいきますと、実は住基カードを取得しない自由もあると。それから、名前だけ書いてある住基カードを持つ自由もあると。それから4情報すべて書いてあって、写真つきのものをとる自由もあるといふふうにしてきたものですから、「番号」つきのものに限られちゃいますと、例えばいろいろところで身分証明書として使ったときに、その「番号」を記載されると嫌だなどという人が出る可能性がある一方で、人によっては、「番号」

が記載されているほうが随分便利だという人もいます。そのところについて選択性を認めるべきではないかということ強く主張すべきだということでございます。これは今、内閣官房側にも私どもとして、住基カードがICカードに飲み込まれるわけですから、そうしていただきませんかということ今、強く主張している状況でございます。

そのときにつけ加えましたのが、「この場合、住民が必要に応じて「番号」を記載された住民票を取得すること等、「番号」確認のための補完的な手段によることが必要となるのではないかと。何かといいますと、カードには「番号」は書いていないわけですから、「番号」を忘れてしまうリスクとか、それからほんとうにあなたの「番号」は何ですかと聞かれるリスクがあると。そうするとそれは、みずから住民票の写しをとっておいて、それを提示するとか、もう一つ余分な手続も要るかもしれませんねということを書いてございます。

それから「構成員意見」のところ、これは前回、清原市長からごもっともなご主張がございましたけれども、今までの500万枚程度の住基カードではなくて、ICカードがかなりの枚数出ることが想定されると。しかも番号制度を施行するときに、かなり大量に、集中して発行する必要があるかもしれないと。しかもそのカードは、今までの住基カードと違って、必ず公的個人認証サービスの認証用途と署名用途が入っているものを出すということですので、これがうまく発行できるように、窓口で混乱が起きないように、いいシステムを考えてくださいという話があったので、これをテークノートさせていただきました。

それから5ページでございます。これは専門調査会で議論がございました。ICカードのICというのは、やはり相当な防御がかかったり、それからICカードリーダーというきちっとしたもので読むということになると思いますが、例えばもう一つ、ICタグで簡易に読めるようなものを埋め込んでおけば、例えば何メートルか離れたところからでも、非接触型で、そこにそのカードがあるということがわかる可能性があります。そうすると、例えば震災等でがれきの下にいらっしゃる方がカードを持っておられるというようなことが、微弱な電波でもわかったりする可能性もあると。そうすると、これはコストの点もございまして、そういう簡易なタグを埋め込むことも考えたらどうだというご意見がございました。これもテークノートさせていただきました。

論点2でございます。「番号制度の導入により、役割が増大するICカードの利用者負担をどのように考えるべきか」と。これは今までのように、取得しても取得しなくてもいい

ですよ。自分が好きなら取得してくださいという世界から、あなたが自分の自己情報をだれに見られたかというのを見るためには、きちんとアクセス記録を確認するツールとしてカードが要るんですよという世界になります。そうすると、できるだけ利用者の負担は無くして無料がいいですねと主張するつもりですが、実はこれ、専門調査会の委員の方からご意見がありましたのは、今まで自己情報コントロールという言葉を使っておりましたが、論者によっては、やはり自己情報コントロール権とか、自己情報コントロールというのは相当広い概念を持った言葉なので、今、無料にするということを説明するために、自己情報コントロール権のような大きな言葉を持ち出さないほうがよいではないかというご趣旨の指摘がありました。そこで、平たい言葉で、自己情報のアクセス記録を確認するためというふうに変えさせていただいております。

論点3は、ICカードの有効期間についてどうするかが論点でございまして、これは、今までは住基カードは10年、それから公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は3年ですが、これをともに5年にしようというふうな論点でございまして、これは変えてございません。

それから3-2の「番号制度における公的個人認証サービスのあり方」でございしますが、論点1は技術的な問題ですが、今度、電子申請における署名用途のほかに、単に、自分が自分だということを、アクセスのときに証明する認証用途という、別の証明書を入れることになってございます。そうすると2つの証明書があるわけですが、この管理の仕方をどうするかということでございまして、これはやはり混乱がないように、同時発行、同時失効とさせていただきたいということを書いてございます。

それから論点2でございまして。「番号制度の導入により、普及拡大が予想されるICカードの発行・交付を短縮させるたえ、鍵ペアのICカードへの搭載をどのように行うか」と。これも若干、技術的な論点でして、今までは市町村の窓口で、自分で住基カードを差し出して、自分が操作して鍵ペアを生成すると、自分が鍵ペアを住基カードに入れるというふうにしておりますが、これを少しやり方を変えないと、大量発行に耐えられないのではなにかという論点でございまして。

論点3は、実は私どもの思い違いがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。論点3の消してある文章は、利便性を高めるため、電子証明書のオンライン更新を可能としたらどうかというふうなことを書いておりました。私の間違った頭は、住基カードの有効期間が10年で、公的個人認証の有効期間が3年という世界が今あります。そう

すると住基カードは10年大丈夫なのに、3年でぼこぼこ切れてくると。その間に住所が変わったりする場合もあると。そうすると、できるだけオンラインで新しい鍵を発行させるようなことができないかということを考えておったのですが、実はこの間、こうやって議論を整理していきますと、ここまでの論点で、カードの有効期間を5年にしよう。それから公的個人認証の有効期間も3年から5年に延ばそうとしてございます。そうすると、カードの有効期間と公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は一致しているわけです。そのときに、鍵ペアを書きかえる必要があるのはどういうときかということ、例えば結婚して名前が変わったとか、住所が変わったというときになります。ところが今回のICカードは、すべて写真がついて、4情報が表面に記載されておりますので、その場合は表面の記載も変えないといけないんですね。そうすると、表面の記載の書きかえは市町村の窓口に来ていただくしかありませんので、そうすると、要は5年にそろえたということと、4情報がすべて書いてあるカードしかないということになると、来ていただいて書きかえると。鍵も入れかえるというふうにすることになるだろうということで、そういう意味でオンラインでやる必要がなくなったのではないかとということでございます。

あわせて、新たに書いた論点は、実は今の公的個人認証サービスは、国とか地方の行政機関しか使っていないということと、それから率直に申しまして、まだあまり使われていないことがあって、なくしちゃったときにとめる手続というのがはっきりしていません。実は私昨日、余談ですが、携帯電話をなくしてしまったのですが、携帯電話をなくしたら電話でとめられるわけです。電波をかけてロックをかけることができるんですね。これは昨日やってもらったのですが、まだ出てきませんが、こういう手続が要るだろうと。やっぱり公的個人認証サービスは相当大きな意味を持って、カードが大きな意味を持つとすると、公的個人認証サービスを簡易にとめてしまう手続が要るのではないかとということ論点3に付加させていただきました。昨日身にしました次第です。

論点4でございます。「番号制度の導入により、住基ネットと公的個人認証サービスはより連携を高める必要があるのではないかと」と。何かといいますと、主に今申し上げました認証用途というものを入れることに伴うものでございます。今まででございますと、署名用途には必ず証明書に4情報が書いてあります。4情報に書いてあるということを前提に動けばよくて、その4情報の中の何かが変わっていますよということ、もう使えないということで、失効したという情報を住基ネット側から流すだけで済ませてきました。ところが次の認証用途というのには、4情報を載せていないというふうになるのではないかと。そ

うするとシリアルナンバーと、例えば名前だけが載っているとかということになる可能性があります。そうすると同姓同名の方というのはありますので、シリアルナンバーと4情報を、公的個人認証サービスの認証局で持っている必要の出る可能性があります。

そういうことになりますと、今までは住基ネットしか4情報を持っていませんで、失効したということだけ公的個人認証サービス側に言っていますが、そのやり方を変える必要があるかもしれません。それから、これからいろいろ情報保有機関が保有している4情報と、電子証明書に入っている4情報とがうまく突合しなくてははいけません、住基ネット形式とどういうふうに合わせていくかという議論も出てくるだろうと。こういった意味で連携を高める必要があるということを書いてございます。

それから論点5でございます。「公的個人認証サービスを民間事業者に拡大する場合、電子証明書のシリアル番号をどのように管理するか」とございます。ご案内のように今の署名用途は、先ほど申しましたように国の機関とか、地方の行政機関に限って使わせておりますので、その機関は電子証明書のシリアル番号を取得しても大丈夫だろうというふうにしてございます。ところがインターネットバンキング等で納税者番号制度を運用すると、オンラインで、インターネット上、銀行とやりとりして電子証明書を使うということが出ます。そうすると電子証明書のシリアルナンバーを、そのまま署名検証者を銀行にしますと、銀行にはシリアルナンバーが残ります。そのシリアルナンバーというのは今度、価値を持つ可能性があります。そうすると、シリアルナンバーを聞いちゃいけないよとか、悪用しちゃいけないよとかいう法規制を入れる必要があるのではないかとということにして、ここで厳密な告知制限等をつけるべきではないかとということを入れてございます。

それから4でございます。「国と地方の役割分担等」。論点1でございまして、「番号」を付番する事務というのは、国の直接執行事務とできるかどうか。やっぱり市町村の事務になるのではないか。そのときに、市町村の事務とした場合に、自治事務なのか法定受託事務なのかという議論があるということでございます。率直に申しまして、この中間整理(案)では決めつけませんでした。実は行政法学者の方からは、特に法定受託事務とする必要は法規制上ないと。例えば財源問題も別に自治事務か法定受託事務かで関係はないと。関係があるのは、職務執行命令訴訟をかけるときだけなので、職務執行命令訴訟をかけて、判決をもらって、例えば総務大臣が「番号」をつけるといったって、住民基本台帳を持っていないんだからできないだろうという議論があるわけです。一方で、地方自治体関係者からは、こういう全国で一律に取り扱わなくちゃいけないような事務については、政省令レ

ベルを超えて、例えば処理基準のようなレベルで、やり方をかなり統一してもらいたいという議論、それからこれは制度的には違うのかもしれませんが、財源問題でも、どちらかという法定受託事務で地方のほうに縛られた事務だというほうが、国の側からお金が出やすいのではないかというお気持ちがあると。これは法制的な問題ではありませんが、そういうお気持ちがあるという部分がございます。そういった意味で、実は地方団体関係者の皆様方は、法定受託事務という方が非常に多ございましたので、ニュアンスとして、前の文章は自治事務が先に書いてあって、法定受託事務を後にしていたのですが、これをひっくり返して書かせていただいたということでございます。いずれにしても是正の手段についてどう考えるかという議論はあるわけでございます。「番号」を付番しなかった場合でございます。

それから、そういった意味で「構成員意見」のところ、ここも自治事務とすると格差が生じかねないという部分を先に書かせていただきました。ニュアンスが出ておりますが、これは法律をつくるときに、きちんと検討していくべきではないかと考えてございます。

それから論点2でございます。住基ネットや公的個人認証サービスが新たな番号制度において非常に重要な基盤になるということにかんがみまして、今の一般財団法人を指定情報処理機関に指定しているとか、指定認証機関に指定しているという制度を見直す必要があるのではないかとこの論点でございます。これは前回、加藤副委員長のほうから、きちんとした、民主的コントロールをきかせる体制にしていきたいというお話がございましたので、これを構成員意見にさせていただきました。

絵のほうをごらんいただきますと、青い絵でございますが、一番下のところに、「住基ネット 指定情報処理機関」「番号」生成機関「公的個人認証サービス 指定認証機関」というのがあって、これをぐるっと囲って、「地方共同法人」としてございます。地方共同法人というのは、法律に根拠があって、地方公共団体側のガバナンスがきく、基本的には地方の側の代表者会議で意志決定をし、理事長とか幹事を決めていくというようなシステムでございますが、こういったものにしたらどうかということで、赤い点々で囲んで示してございます。そういった意味で、今私どもとしては、幾つも地方共同法人をつくるということにいかないだろうと思っておりますので、連携を深めるという観点からも、この3つをする仕事をしてもらったらどうかということを考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。この件については大山さんの専門調査会で相

当もんでいただいたので、補足をぜひ。

【大山座長代理】 特に大きな補足ということはないのですが、皆様のおかげで論点はかなり整理できたかなと思っています。しかしながら、実は「番号」の関係で申し上げますと、大綱が準備されているという状況ではありますが、社会保障分野のあり方というのがまだよくわからないんです。出てこないんですね。そのために、医療機関とか介護の関係とか、非常に我々の生活に密接に関係してくる、特に今後の社会に重要なサービスを提供する側の姿が見えてこないのが、公的個人認証サービスのあり方について、あるいは今回のまとめさせていただいた内容が、全部網羅できているかというのは、実はまだわからないところがあります。これは何とも、現時点でまだできていないので、その辺のところについては、まことに恐縮ですが、中間とりまとめという形で書かせていただかざるを得なかったと考えています。

中でも、わかりにくいところがまだ幾つか、実はあるかと、ご批判を受けるんじゃないかなと思って気にしているところですが、といいますのは、「番号」の利用範囲が、税・社会保障、今申し上げた医療、介護を含めたとしても、税・社会保障の範囲で終わるということはスコープとしてははっきりしていますが、公的個人認証サービス、それから情報連携基盤システムは、それ以外のところも一応想定しているんです。その意味で言うと、広がっていくときに違いが出てまいります。

具体的に申し上げますと、3ページ目の「2情報連携」の論点3ですが、例えばこの「○」の4つ目に、「情報連携基盤を通じて情報保有機関に対し、IDコード・リンクコード」云々と書いてありますが、これは税・社会保障の範囲の、特に年金の範囲を考えると、住民票コードは既に渡っているわけで、そうすると住基ネットから変更の情報だけ渡す方法も実はあるんです。ここはその辺が、どこまで広がっていくかということを見ると、一般的にはIDコード・リンクコードなんだけど、そのところは書き切れていないというふうにご理解いただきたいなと思います。

さらにあるのは、そういう意味では時間軸で、社会保障の中の年金、雇用保険が入るんじゃないかというお話も随分聞かされておりますけれども、年金の内容で申し上げますと、やはり一番大きいのは、基本4情報といわゆるリンクコードを張るための個人の特定なんです。現在は基礎年金番号と、例えば住民票コードの対応をつくると。ここに当たりますけれども、これは年金のほうで私が別にやらせていただいているのをずっと見ていると、どうやっても200万人以上が合いそうもないんです、今のところ。これは残しちゃって

いいのかわからないですけど、議事録に残すべきじゃないかもしれませんが、住所の表記の揺れとか、いろいろなことをやっても、まだ200万人ぐらいはどうも合いそうもないと。その人たちを補足するために予算化して、年金の人たち、事務所の人が見に行くことをやろうとしているんです。これは市町村のほうも同じことが起こっているはずなので、もっとちゃんと連携できないんですかというような話を、今向こうでも言っていると。

こういう中でいろいろ考えて、実際にそこにお住まいかどうかということ、あるいは住基ネットの情報との関係が違っているから、こんなことが起こるわけですけども、その中でも、郵便物も届かない人もいれば、郵便物は届くけれども、住所が違うという人もいたり、さまざまな場合があります。人海戦術でいろいろ対応しようとしているんですけども、逆にそれでやっていくにしても、まだ母数が余りにも大きいということを考えると、ここには書かなかったのですが、できれば「ICカード」というのを早目に発行することも、ほんとうに考えるほうがいいのかなど。これは年金のほうの今の努力の仕方が、やってみないとわからないところもありますので、何とも言い切れないのですけれども、ただ、社会保障カードの検討をしていたときは、ひもづけをするのに自治体に本人が行ってカードをもらうときに、その人の情報をひもづけできるように、自治体の人にやってくれと言っている意味じゃないんですけども、そこからひもづけてしまう。例えば健康保険証のほうへ連絡してしまうとか、そういうやり方をやるのが有効だろうという検討をしていたことがございまして、年金を初めとして、多くのところがひもづけをするという作業にもすごい時間と費用、手間がかかることが想定されますので、その辺については現実的な答えをこれから考える時期に来るかなと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは皆さんに、今の論点、中間とりまとめのこれについてご議論いただきたいと思えます。どなたでも結構ですが、ご意見はいかがでしょうか。ありませんか。どうぞ、松尾さん。

【松尾委員】 IDコードとか、「番号」とか、住民票コードとか、いろいろ出てきて、混乱すると思うんですね。私も混乱しましたけど。その中でもう一つプラスされているのが、4情報が一致しないといけないというのが背後にあって、これがまた難しいというお話を私はさせていただいたと思うのですけれども、住所変更したときに、カードが失効しちゃって、電子申告ができなくなっちゃったよという、こういうお話がありますよね。今

度私は耳の手術を受けて、簡易保険を請求しないといけないというときの中で、本人確認のために免許証とか保険証とか、本人確認のものを出してくださいと言われて、免許証を出すと、今の住所じゃないというのがわかってから本人確認にならないので、あ、保険証がいいやと思って、保険証を出したんです。私の保険証で裏に住所をちゃんと書いてくださいと書いてあるんですけど、住所を書いてなくて、それを見せると、そこに今住所書いてくださいと。ああ、これは便利と、今の住所を書いて、それで本人確認をしていただいたのです。

そういう、4情報が必ずしもぴしっと一致しなくても世の中で流通するよという仕組みが、いろいろ裏側に書くことによって、そこまでしゃくし定規に4情報マッチングを強制していないという運用が図られている中で、コンピューターで4情報がマッチングしないと動かないんだよと。それは大変だから年に1回ぐらいは仮情報でクリーニングする努力しようよとか、そういうような話があるんですけども、実態と便利さを考えた場合に、4情報というのをそこまで厳しくマッチングしないと運用できないんだとやっちゃっているのかなというのが、私自身のルールな住所変更届の実務をやっている本人から見て、便利さと不便さを感じた中で、4情報まで含めたマッチングというのは、利便性を損なうところも含めて、運用上も大変かなと思って、今ご質問をしました。

【大山座長代理】 いいですか。その件、私が答えるような話じゃないかもしれませんが、確におっしゃるとおりで、僕はそのこともずっと考えていたことがあるんです。多分わかっているのは、本人を介さずにひもづけをしようというときの信頼性をどう確保するかが、例えば年金なんかの話を今やっていて、カードを渡してしまったら、4情報を確認する、その住所云々よりも、そのカード自体が本人だというのが、顔との一致とか、いろいろほかのことがぶれると、その人であることを確認した中で、例えば健康保険証の番号が確かにその人のだというのがわかると、別に住所の話は後でつながってきてもいいという話にきつとなっているんじゃないか。だから本人を介してやるか、介さずにやるかのところはかなり大きいんじゃないかなという気がするんです。先生のやつは今、ご本人がやられたというお話ではないかなと思うんですけど。

【安田座長】 手塚さん、どうぞ。

【手塚委員】 まさにそこは非常に重要なポイントだと思っていまして、やっぱりトラストアンカーは何かと。そこで、やっぱり日本のトラストアンカーは住基ネットの住基情報だと。それ以外が今まで、ある意味分散型で独立してやっていたと。ですからそれ

ぞれのデータベースのところにも、ある意味、本人を特定したいから4情報みたいなのを書き込んでいたと。今後こういうシステムになっていくと連携するわけですよね。今は最初の初期なので、マッチングしてやるということは、やはりこれは必要だと。でも今後やっていく中では、もうすべて住基のところの情報をもとにしてやっていくという世界で、この中で、そうしますと4情報というのは住基で本来は持っている、それ以外に流通するのは「番号」で流通するというのがそもそも本質的なところだと思うんです。今は過渡期だと思うんです。その「番号」があれば、すべてそれで本人を後から住基で確認すれば全部チェックできるという、それがあべき姿だと思うんです。でも現状は各ところで全部やっていて、まずはつくらなきゃいけないという、その作業は確かに1度経なきゃいけない。そういうふうに私は考えます。

【安田座長】 いかがですか。前川さん、何かないですか。

【前川委員】 全く手塚委員のご発言のとおりだと思います。基本的に住所が1カ所になればいいので、あとは「番号」で住所情報が得られる形になっていれば、美しいと思いますね。

【大山座長代理】 でも今の話はあれですよね、居所とか、そういうのを認めるのはいいんですよね。ドメスティックバイオレンスのために違う住所を登録したりとか、そういうのは許可しないと云ってるんじゃないですよね。

【前川委員】 それは任意でよいと思います。

【大山座長代理】 そうですよね。ですから大もとは1個あるんだけど、それに付随的に、ほかのものを持って対応する人がいても、別にそれはいいんですよね。

【手塚委員】 それは一種の仮名みたいな議論になっていくと思うんですね。でも必ずアンカーはしっかりしているということだと思います、その考え方は。

【安田座長】 この中に入っていますね、それは。

【大山座長代理】 各情報保有機関側の考え方になっています、そこは。

【山崎住民制度課長】 よろしいですか。今のお話を承っていて、まさに示唆的なのが、市町村の窓口で本人確認をしたと。その結果、住民票をつくったと。そのときに住民票コードが出て、「番号」が出て、カードが出ていると。そういう意味ではそこにトランスアンカーの起点があると。だから要は、市町村に本人が出頭されて住民票をつくったことがトランスの連鎖につながっていくと。それで4情報は住基ネット側にあつて、「番号」もあるので、あとは「番号」でやっていけば、大山先生がおっしゃたように居所でやる機関があ

っても全然構わないしということで、だから市町村の窓口の役割が、これまでも増して相当重要になるのではないかというふうな感じを今抱きました。

【安田座長】 でも居所というのはどうやってつくるわけ。

【大山座長代理】 年金の場合は3つ持っていて、お年寄りの多くの方は、住民票は移さないんだけど、例えばグループホームに移られたりとか、それからそういう施設に移られる方はいらっしゃるんですね。郵便物はそっちへ届けなきゃいけないので、そういう形になっていますね。

【安田座長】 それは窓口しかないわけでしょう。

【大山座長代理】 窓口は知っています。窓口に届けているから、郵便物をこっちへ送ってくれとなっているみたいです。あとドメスティックバイオレンスと。だから年金は3つ持っているんですよ、一番多いやつは。

【安田座長】 そうすると市町村の窓口は、その3つをコントロールしているわけ？

【大山座長代理】 いや、市町村の窓口は知らないです。年金は社会保険事務所なので、今は。

【安田座長】 ああそうか。

【大山座長代理】 市町村じゃないので。

【遠藤委員】 海外に仮住まいしているとどうなるんですか。

【大山座長代理】 年金ですか。

【遠藤委員】 要するに2、3年とか、5年とか、行っているときがあるじゃないですか。仮ですから必ず戻ってくるとわかっている。

【大山座長代理】 普通に払ってしてくれるんじゃないかと、もらっている側ですか。年金を払っている側……。

【遠藤委員】 いや、両方ある。

【大山座長代理】 両方ありますよね。

【遠藤委員】 ええ。

【大山座長代理】 それは住民票を抜いちゃって、入れずにそのまま海外へ行っていると、このままやるととまっちゃいますね。

【遠藤委員】 そうですよ。

【大山座長代理】 ええ。要はそこは未納になりますね。

【安田座長】 未納。未払い？

【大山座長代理】 ええ、未払いです。未払いなので、年金をもらえる資格がなくなってくるという、そっちですね。

【松尾委員】 実際の年金とか社会保険、特に保険金を受けるような場合の私の経験から見ると、要は郵便がちゃんと着く住所を書いてくださいと言っているのです。

【大山座長代理】 そうなんですね、そこなんですね。

【松尾委員】 自治体に登録している住所を書いてくださいとは決して言わない。それは書いていない人がたくさんいる。私みたいにいる可能性があるという、これが実務なので、それを逆に、1じゃないといけないとすると、すごく便利が悪いことじゃないのかなというのが私の個人的な意見として申し上げたい。そういうシステムをつくること自体が大変じゃないかと。

【安田座長】 ちょっと副大臣もお見えになりましたので、ごあいさつをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【鈴木副大臣】 どうも会議の途中、遅参をいたしまして、本当に申しわけありません。ほかにちょっと公務と重なってしまいまして、本当に恐縮でございます。熱心な議論の最中、何か邪魔をするようで、申しわけなく思っております。住基ネット等のあり方について、この調査会で、本当に熱心なご議論をいただいております。このように承っております。このことについて心から感謝を申し上げたいと思えます。3月16日にも確かこの会があったやに伺っておりますが、大震災発災のために、その対処ということで、どうしても参加できなくて大変申しわけなく思っております。

今さら申し上げるまでもありませんけれども、我が国は少子高齢化社会に入っております。まさに社会保障と税のあり方を真剣に議論していかなきゃならない、こういう時期に来ておるかと思っております。そのためには、しっかりとした社会保障を再構築し、公平な税制を実現する、このことが必要であることは言うまでもありません。そのために、最も基盤となるのが番号制度だと思っております。その番号制度の根幹を支えていくのが、まさに皆様方にご審議いただいております、この住基ネットだと、このように思っております。これまで安定的に住基ネットが運用されてきておるのは、今日お見えの先生方のおかげさまでございまして、このこともお礼を申し上げたいと思えます。

いずれにいたしましても、住基ネットは地方、共同で、構築をして運営してまいったものでございまして、地方の皆さん方の協力なくしては、この番号制度も成り立たないということございまして、今、番号制度が国会でもかなり、政府の中でも議論をされている。

大詰めというところに来ておるわけではありますが、いずれにしましても、この住基ネットのあり方というものについて、しっかりとご検討いただく必要があると。このように思っております。

本日は安田座長を初め、先生方のご忌憚のない意見をちょうだいいたしますように、心からお願いを申し上げ、そしてまた、賜りましたご意見につきましては、総務省としても今後、いわゆる制度設計の中で、しっかりと実行させていただきたい、このように思っておりますことを申し上げまして、遅参をしましたおわびと、会の途中でこのようなご配慮をいただいたことに対して感謝を申し上げて、一言のごあいさつとさせていただきたいと思っております。大変どうも失礼しました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【安田座長】 どうもありがとうございます。それに力を得て、どんどんやりましょうということではありますが。それじゃあ議論を続けて。どうぞ。

【清原委員】 すみません。私もおくれまして申しわけございませんでした。今までのご議論を聞いておまして、やはり住民基本台帳ネットワークのシステムを生かすためにも、自治事務として住民基本台帳の仕事をさせていただいております自治体の役割が大きいと、改めて確認しておりますが、幾つか皆様からご意見をいただきたい点がございまして、あるいは教えていただきたい点がありますと。

1点目は、今回の資料にはまだ正式には記述がないと思いますが、外国人に関してです。外国人に関しては平成24年7月から在留カードが新たに交付されることになっています。これをどのように、住民基本台帳ネットワークとともに運用していくか。外国籍市民の皆様は有権者ではありませんが、税を納めてくださっているということはございますし、さまざま活動していただいているので、この在留カードと、これからの共通カードというのは、どういう関係にするのかについて、まだ具体的に外国籍市民の方からご質問はないんですけども、私たち窓口対応の中で、将来展望を持っておきたいというのが1点目です。

2点目は、これはちょっと悩ましくて、本当に申しわけないのですけれども、私たちの悩みは、前回もお話ししたのですが、住民基本台帳カードについて都内で普及率10%を超える三鷹市でございますが、それがなぜ10%を超えることができたかという、無料交付をさせていただいたからなんですね。昨年1月1日からことしの3月31日まで。それまでも普及しておりましたけれども、急速に普及が進んで、e-Taxなども利用者が増えていることは事実なのですが、ただ、その事務量というのは大変大きなものがございまして、約1割の市民の皆様に住基カードを発行するには1年以上かけてやってきたと

ということがあります。

しかも、その事務は市民の皆様方のためにお引き受けするとして、このカードの有効期間を5年に短縮するという、大体の意見がこの中でまとまっているわけですが、5年となると、5年後には更新の手続というのが生じるわけですね。そうすると日常的にカード交付事業というのが自治体の事務の中に、経常業務として入ってくるのが予測されるわけですが。私などは5年より、国民の権利保障のために、まあ、写真は不安な点もあるかもしれませんが、もっと長くてもいいかなというのは、実務的立場として感じないわけではありません。つまりICカードの交付方法、交付体制、交付期間等について、あわせて更新の時期も連動してまいりますので、時間軸の中で、どれだけ有効にすべての国民の皆様へカードを交付できるかということは、今はまだ、その実務の話というのは、多少の記述はありますが、あまりイメージをされていないと思うのです。ただ、全国の市町村はかなり深刻にこの仕事にかかる人的な負担とか、期間はどうか、窓口は市役所、町役場、村役場の中に置くのか、それとも何かセンター的なことが必要なかということで悩んでおります。

今後もちろん、国と地方の協議の場でご議論が始まっているということですが、それは理念的な点や、大方の設計についての議論はあると思うのですが、住民基本台帳ネットワークという実績があるからこそ語れる実務の話というのは、やはり一定程度書いておくことは、市町村の理解は得やすい中間論点整理になるのではないかなと思いました。質問とか問題提起とか、いろいろまじっておりますが恐縮でございますけれども。

最後には、私たちの住民基本台帳ネットワークを考えるこのメンバーというのは、やはりこれまでの住民基本台帳ネットワークのメリットというのをデメリットとともに認識しているメンバーだと思うんですね。ですから、これがあるからこそ社会保障と税の新しい取り組みの中でも、ICカードというものの具体性が出せると思うんですね。まさに住民基本台帳ネットワークの取り組みの基盤があるからこそ。ですからその中で整理されている中間論点整理案というのは、大変注目していただけるはずだと思っております、ですから冒頭、「何よりも国民のために」とあります。これは国だとか都道府県だとか市町村が、いわゆる国民・住民に対する情報把握をしやすいようなことが優先順位の高い位置にあるのではなくて、あくまでも国民・住民の権利保障のためだということを、少ししつこいぐらいに、「はじめに」のところに本当に強く、強く、打ち出させていただきまして、そのためにこそ、今まで稼働してきて問題のなかった住民基本台帳ネットワークが生きる

んだというような論点にさせていただかないといけません。実は社会保障・税番号の要綱については、全国市長会もそんな印象を持っていますので、私たちにとっては当たり前のことなんですけれども、「はじめに」のところに、まず冒頭に打ち出していただけるとありがたいなと思います。以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。3項について、3番目の件は、もうちょっと「はじめに」を充実するというので、これは考えていきたいと思いますが、2番目の件はどうしますかね。どうぞ。

【山崎住民制度課長】 まず1番目のお話のところで、外国人の話がございました。今外国人は、一番典型的な行使ケースで言うと、入国したときに在留カードを発行すると。法務省で。その在留カードを持ってきて、そこに国籍だとか名前だとか、いろいろ書いてあると。それを持ってきて、市町村の窓口で住民票をつくると。そうすると、初めて住民票をつくりますから、そこで住民票コードと、今度の新しい「番号」を振って、必要なら合わせてICカードを渡すというふうな流れになると思います。

【清原委員】 そうすると2枚持つと。

【山崎住民制度課長】 2枚持つことになります。

【清原委員】 そうですか。

【山崎住民制度課長】 ただ法務省の側も、24年7月からすべての空港とかすべての港湾でカードを発行できるとは限らないと言っていて、パスポートを持ってくる場合もあります。ですけど典型的に考えておりますのは、在留カードを持って、私はこういう人間で、こういう在留資格で、こういうふうに入って参りましたというのを市町村窓口を持ってくるということが前提になってございます。

それから2番目の話は、おっしゃいますとおりで、実は少し記述を追加させてはいただいたのですが、これは大山先生からもご指摘があって、例えば誕生日月ごとに、かなり長期にわたって、1月生まれの人はこの月に来てくれとか、いろいろなやり方を考えないと、今までの500万枚というレベルではない可能性があるのでは、やっていく必要があるだろうという話がございます。そういった意味できょうご指摘がありましたのは、かなり長期にわたって執行していくことが必要になりますので、そのあたりは座長のお許しを得て、記述を追加したいと思います。5年の件は、実は公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間が3年で、カードの有効期間が10年ということから、相当扱いにくい問題が起こっておりまして、公的個人認証サービスの電子証明書を5年にする、カードも5

年に扱うということで、市町村の窓口の混乱を防ごうというふうなことでございます。ただ財政当局からは、5年は短いのではないかという議論も出ていまして、そこはいろいろあると思いますけれども、そういう話でございます。

3番目は座長のおっしゃったとおり、「0 はじめに」で少し書かせていただきましたが、もっと強調できるようにしていきたいと思います。

【安田座長】 大山さんのほうから、期間について10年というのはどうですか。

【大山座長代理】 鍵の問題があります。あとは、実は多分、カードの配布については1回目が大変なんですね。どうやっても1回目は、本人確認の仕方も含めていろいろ厳格にやっていく必要があるのです。2回目は、前のカードを持ってきてもらうだけでも随分できる。本人を合わせるのにはPINを入れてもらうとかでわかるので、まだいいと思うんです。あと大量発行のことを考えると、今時間を食っているのは自治体のところで、窓口で、いろいろ公的な情報、JPKIをセットするとか、ああいうところがかかっているのです。そこはある程度、つくれる状況を用意するとしたらいいのではないかと思います。

ちょっとまだわからないのは、今の想定は、あくまで希望者に対して、有償無償の話はしているけれども、希望者ですね。そうすると最初に希望してもらうときにどうやるのかという話が多分あって、それを、そうすると今度はいつお渡しするかという流れを考えると、パスポートと同じようなやり方に普通はなるんですよ。それに対して、まあ、これはどうなるかわかりませんが、もし健康保険をやると厚労側が言ってくると、今度は全員になっちゃう……。

【清原委員】 そうですね。

【大山座長代理】 一気に増えるんですね。そうすると今度は逆に、希望じゃなくて出していく順番を決めていく話になって、そこがわからないんですよ、まだはっきり見えません。だから今のお話のとおり、懸念していることもよくわかりますので、もう少し社会保障側とのすり合わせをやらせていただいた中で、スタートラインを決めさせていただければと思うんです。社会保障カードのときは、住基カードをとるとなっていたんですよ。厚労側がそういう法律を書きたいという話を言っていて、その場合には、工場というか、生産したときには、準備ができた人からはがきを送っていかうとしていたんですよ。そのはがきを持ってきてくださいと。いつ準備ができていますという、そういうやり方をしようとしていたんですよ。ちょっと今消えているので、その辺はまだわかりません。

【安田座長】 何かご意見はほかに。

【清原委員】 いいですか、1点だけ関連して。今、外国の方には在留カードと住基カードと、2枚になる可能性があるということでした。2枚でも、国籍が違うのですからいいのかもしれませんが、少なくともそれだけの手続とコストがかかります。それから健康保険のことについては、私たちは国民健康保険の保険者であり、介護保険の保険者も努めていますので、市町村は、国民健康保険については多くはカード化したものを出しているんです。ですから、なれていないことはないんです。つまりカード発行に。

でも、この際ですから集約することによって、分散しているコストを削減する、プラス、国民・住民の利便性を図るといことも有用だとは思いますが、ただしそのカードが多目的になったとしても、私たちとしては、皆さんにとって今度、例えば国民健康保険であれば、税額あるいは保険料に所得によって違いが出たりする、それをカードではわからないようになっていますから、プライバシーであるとか、そういうことは保障されると思うんですけれども、いい意味で実務的な連携と、それから利用者にとってのメリットが生かせるような方向で速く議論が進んでいただけるといいです。繰り返しになりますが、住基カードも国民健康保険も介護保険も、みんな自治体がやっている仕事なものですから、それがいい形でいつもイメージされて整理されていくことが重要です。

その根っこに、繰り返しになりますが住基ネットがあるということの信頼性というか、あるいは本人が確認されるメリットというか、そういうものが常に常に意識されて、こういう論点整理のときにも書かれていくことで、市町村の安心感は大分高まるのではないかなという感じがしました。ありがとうございます。

【安田座長】 それはどこに書くのかな。

【大山座長代理】 まだ書けない。

【清原委員】 まだ書けないですかね。

【安田座長】 ちらっとでも触れられないわけ？

【山崎住民制度課長】 よろしいでしょうか。

【安田座長】 どうぞ。

【山崎住民制度課長】 この論点整理が住基ネット側、それから公的個人認証サービス側の立場で書いていますので、実はICカードも、何をICカードに載せるかというのが、我々のほうは住基カードの要素が入っているものにしてくれというのと、公的個人認証サービスが入るものにするから、その合理的な発行はこうだよというのは書けると思うんですけれども、大山先生からご指摘ありましたように、社会保障側が、保険証をどういふ

うにこのICカードに載せてくるかとかというのは番号制度のほうの整理によってくると思います。実は次期住基カードの発行はとめるつもりでもういますが、64キロの領域がありまして、それは当初やはり社会保障の側が、健康保険証をそこに載せたいというお話があったので、64キロを確保しようとしたらしいです。

これはICカードと二重投資になるので、今、次期住基カードの発行はとめようとしていますけれども、そういう厚労省側がどういうふうに乗ってくださるか、乗らないのか。結局市町村が介護保険者であり国民健康保険者であり、それでICカードの発行者だということ踏まえて、どうしてくださるかという、この委員会ともう少し違うところで議論をいただかなくちゃいけないかもしれませんので、そこら辺は例えば、「はじめに」のところに、カードについての発展可能性みたいなことも触れさせていただけるとすると、そこが選択肢としてあるかなと思います。

【安田座長】 「はじめに」に入れちゃう？

【山崎住民制度課長】 具体の論点は非常に細かい論点になっているんですね。

【安田座長】 附属文書か何かに意見をまとめるというふうに、議論かね、要望書みたいな。

【山崎住民制度課長】 じゃあ、ちょっとそこは事務局で考えてみます。今おっしゃったような視点をどう入れるか。

【大山座長代理】 そうか、これは公表するんですかね。

【山崎住民制度課長】 公表します。27日に公表しますので。

【大山座長代理】 間に合わないな、27じゃやっぱり。

【安田座長】 間に合いませんよ。だから中に入れちゃうとちょっとまずいかもしれないね。

【清原委員】 残された課題とか、今後の……。

【山崎住民制度課長】 なるほど。

【清原委員】 検討の課題とか……。

【山崎住民制度課長】 じゃあ残された課題とか、そういう整理を何かさせていただきましょう。

【安田座長】 そういうことで、それで附属資料か何かつけてね。どうぞ。

【遠藤委員】 私も最後にこれは絶対つけ加えてもらいたいと思っているんですけど、民間でいろいろな使い方につながっていく話の、社会保障と税のやつはつながっているわ

けですよね。もともと経団連では、最初から全部やってほしいという意見もあったんです。しかしそれはまあ、現実的に非常に難しいなということで、社会保障と税のほうがまず最初に走ってということです。それに乗かってこれも一緒にやりましょうということですから、私としては、せっかくここに出ているので、その件については忘れずに、どこかでちゃんと触れていただいて、民間での活用も含めて配慮されていくというようなことをつけ加えておいていただきたいと思います。

【山崎住民制度課長】 今後の課題でどういう整理ができるか、また座長とご相談したいと思いますので。

【安田座長】 はい。

【遠藤委員】 特に民間といっても金融とかですね。ああいうところは社会保障とつながっちゃっているわけですよね。ですからほとんど一体で議論をしておかないといけないことなので、ぜひお願いいたしたいと思います。

【安田座長】 これの中に「今後の課題」という項目をつくるわけ？

【遠藤委員】 どうですかね。

【山崎住民制度課長】 今は国と地方の役割分担等まででございますので、5とかに少しそういう名目のところを何かつくって、どういう言葉が適当かはまた選びますけれども、さらにこれは中間論点整理ですから、まだいろいろな議論は続くようなことですので……。

【安田座長】 そうだね。それはそう、中間だから、今後の課題をつけてもおかしくはないですね。こういう観点で、余計なこと言っちゃいけないけど、法人番号みたいなのはどうなるわけ。

【山崎住民制度課長】 今ですね、法人番号は、番号大綱のほうでは法務省の協力を得て、国税庁が付番機関になると。国税庁に何かしらの機関を置いて整理していくというふうなことが出されるようです。

【遠藤委員】 だからあれは全然進んでいないんですよね。そこまでで。それについても、経団連ではぜひ早く進めてくれと。もう何しろあれで困っているんです。いろいろな会社のシステムが自分で勝手に、要するに取引先の番号をつけて、自分でやっているわけです。だから合併なんかしたときに大変なんです。

【安田座長】 それはそうですよね。

【遠藤委員】 同じ会社がいろいろな番号があったりするものですから。それで合併もあります分割もありますからね。そうするとまたおかしくなっちゃって、データベース

がガタガタになっちゃうんです。

【安田座長】 そうですね。

【遠藤委員】 それで随分余計な金がかかっているんです。だからあれを1つ、ちゃんとしっかりしたものをつくっていただければ、実にいろいろな会社のシステムが全部同じに、その部分はですね。フィールドが同じになって、かつ今度は与信だとか何とかというデータも非常に正確に使えるようになる。今また別な話で、与信問題が随分ガタガタしていますから、もうちょっとたつとバタバタいくところが出てくるんじゃないですかね。

【安田座長】 しかし、法人のほうは数が多いからね。人間の数より多くなっちゃう。

【遠藤委員】 まあそうですね。それであれなんですね、歴史が必要なんですよ。要するにその企業がもとはどういう企業だった、どうだったというのがたどれないといけないことが結構あるわけです。

【安田座長】 いかがでしょう。ほかにご意見は。

【加藤委員】 座長、トータルの状況で個別の課題なんですけどよろしいですか。

【安田座長】 構いません。

【加藤委員】 中間論点整理ですから、大枠はよろしいんだと、こういうふうに理解をしております。ただ、もらったこの内容、見え消しの部分の考え方とか、あるいは前回言えなかった部分などについてちょっと申したいと思います。

【安田座長】 どうぞ。

【加藤委員】 1つは3ページの関係です。論点3の大山先生からも社会保障の関係などなど、まだ議論の途中ですから、書き切れていないというふうなお話でございましたから、そのとおりかと思いますが、この見え消しのほうで最後に、「検討することとするべき」とありますけれども、私どもはむしろ前の「こととしてはどうか」と。このほうがいいのではないかというような内部での議論の状況です。といいますのも、例えば慎重派にとって必要な場合についても、常に同期をとることに懸念があるというような考え方が一方ではある。だから検討ではなくて、「することとしてはどうか」というのがいいのかなというふうな話であったわけでありまして。さっき課長のほうからもいろいろ説明があったんですけども、これと、「検討する」の違いがいまいちちょっとわからなかったものですから、あえてこのことが1点です。

それから最後の部分ですけれども、私どもとして、前回4番目の「国と地方の役割分担」。

ここで自治事務とほかの関係について申し上げることができませんでしたが、少し内部で検討した結果、1つは「番号」の付番事務は市民、地域生活に密着した事務でありますから、市町村の事務とすべきと考えますということが1点。それから自治事務か法定受託事務かということですが、「番号」付番は自治体にとって実施しないという選択肢がないのではないかと。だとすれば自治事務をする意味がない。そうであれば法定受託事務として、立法根拠を明確にするとともに、市長からもありましたが、必要な事務経費もしつかりと、それは国が財源保障するべきではないのかというのを前回申し上げられなかったこととして、今日は申し上げておきたいと思います。

それから最後の関係です。7ページの構成員の意見として取り上げていただきましてありがとうございました。最後の「体制にしてもらいたい」ということの表現ですけれども、これは、「することとすべき」ではないかと合わせていただければと思います。そんなこととして、私もちょっと、もらった中から今日時点での考え方として、意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。最後のところは当然そうだと思います。最初の2件について、まず事務局のほうからどうですか。

【山崎住民制度課長】 実は失効情報の扱いで、情報連携基盤側にという話をしているわけですが、2点ありまして、1つは先ほど大山先生から話がありましたが、実は年金機構とか国税庁とかは直接住基ネットからくれという意向がかなり強うございます。国の機関が、一番大口のユーザーが年金機構と国税庁とするのであれば、国税庁と年金機構はむしろ住基ネットと直接やりとりをして、4情報が変わるたびに何かフラグを立てて、住基ネットに聞いてくればわかるようにしてくれみたいなことを言っていて、そういった意味で、大口ユーザーが情報連携基盤を通して失効情報が来ることだけでいいかというところが1点ありました。

2点目は先ほど申したとおりですが、情報連携基盤がどうなるか、どんなふうな機能を持って設計していくかというのは、具体的にまだ詰まっていないので「検討」というふうにしたわけでございます。そういった意味で私としては、情報連携基盤にああしろこうしろとあんまり言い過ぎるとどうかなという感じで入れましたけれども、そこはこの委員会のご判断に従いたいと思いますので。

【安田座長】 はい。どうですか大山先生。表現は。

【大山座長代理】 僕も特に異論はなくて、変えたほうが皆さんがいいと言えば、よい

でののではないのでしょうか。

【安田座長】　　じゃあここだけのこととしては、「どうか」とするということですね。

【大山座長代理】　　ええ。特に僕にはありません、ここは。

【安田座長】　　まあ確かに、「べき」まで行かないかもしれないからね。どうでしょうか皆さん。ここだけは……。

【山崎住民制度課長】　　じゃあ前に戻すと。

【安田座長】　　前に戻すということで。

【加藤委員】　　ありがとうございます。

【安田座長】　　じゃあそうさせていただきます。

【加藤委員】　　まだ途中ですから、あまりこだわるつもりはありませんが。

【安田座長】　　もう一つ、法定受託事務の話ですけれども、もうここまで来ると、どうするなんて言わないで、どうしちゃおうと書いちゃうと、何か問題ありますか？ お金がついてこないということ？

【山崎住民制度課長】　　率直に申しますと、住基ネット調査委員会の中間報告の段階ではにじみ出しでいこうかなと実は思っていますね、これは変なことを言いますが、法定受託事務をつくるときには割と慎重であるべきだと言ってきた役所の一人でございます、慎重なご検討をいただきながらやっていったという過程がいいかなと実は思っております。

【清原委員】　　それについてよろしいですか。

【安田座長】　　どうぞ。

【清原委員】　　実は全国市長会でも問題提起をさせていただいて、この事務を法定受託事務とするか自治事務とするか、全国市長会の中でも議論を始めようとしておりまして、まだ一定の結論を明確に出す段階ではなく、まず全国市長会会長が、先の第1回目の国と地方の協議に出席をされ、そして情報を把握しながら意見を出していこうとしています。重要なのは、今、加藤委員がおっしゃったことなんですけれども、全国民を対象にすることである、しかし、国民に最も近い自治体がする仕事であるというところですね。私たちが選ぶ、選ばないではなく、すべての国民にこのことが開かれていなければいけないけれども、仕事は私たち自治体がするというときのあり方の議論を少し詰めなければいけない段階なので、この委員会としてあまり明確な、こうしたらどうかというのを出していただくということが、この時点でちょっと難しいかなという本音を述べさせていただきます。

私も、本来的にちゃんと国からの保障がある法定受託事務か、でも法定受託事務でも、

例えば生活保護制度のように生活保護にかかる経費のすべてを国が保障してくれておりませんで、4分の3でございますから、お金の面でも、法定受託事務だからすべて自治体に財源保障が満額あるというわけでもないんですね。ただ国の責任の関与の仕方がどう位置づけられるかということで、法定受託事務でも自治事務でも、何か、ないものが描かれていくかもしれませんし、何とも言えませんので……。

【加藤委員】 そうそう。立場としてはそう。求められればね、どっちでもいいよではなくて、どちらですかと問われれば……。

【清原委員】 問われれば。

【加藤委員】 そう。

【清原委員】 法定受託事務かなーみたいな感じですけど……。

【加藤委員】 そう。というような感じで、今の時点ではね。

【清原委員】 ええ。座長済みません、何かニュアンスが……。

【安田座長】 いやいや、わかります。それは結構ですよ。だからどっちに書くかですけれども、7ページの4のところの「○」のほうに書くのか、「構成員意見」に書くのかですけれども、「構成員意見」だと、そうとられかねないという問題はありますね。ですからそこはまずいかもしれない。そうすると「○」のところ、国全体の基本的なシステムというところをもうちょっと強めに書くほうがいいのかもしれない。国民全体の一人一人、つまり国全体というのは国民とかは入っていない。だから国民一人一人がすべてやらなきゃいけないというようなニュアンスをちょっと入れておけば、法定のほうに近づいたようなニュアンスになるかもしれないと。

【山崎住民制度課長】 じゃあそのところの文章を少しいじらせていただきまして、行数も多いし、何となくわかるような感じにさせていただいて、しかし自治も捨てていないというふうにさせていただきたいと思いますので。

【安田座長】 はい。

【山崎住民制度課長】 じゃあ、そこは文章を書かせていただきます。

【安田座長】 その「構成員意見」のほうはいいですか。これを残しておいて。

【山崎住民制度課長】 これは両方意見がないと相撃ちにできませんので、ぜひ残しておいていただきたいのですが。

【安田座長】 はい。ではここはちょっと修正をいたします。ほかに何かございますか。どうぞ。

【堀部委員】 前回の6月2日の委員会、個人情報保護ワーキンググループと重なって出らなかったのも、午後、山崎課長から説明を聞きましたが、個人情報保護ワーキンググループとの齟齬はというか、あまりそことかかっているところがないというのもありまして、それはないだろうと思います。という点では、個別にはいろいろ今出たような議論はあると思いますけれども、こういうことでまとめていってよろしいんじゃないかと思えます。

自治事務か法定受託事務かというのは、そうですね、2月ぐらいの段階で、いろいろ自治体の方と仕事柄かかわる、話す機会があって、そこですぐに、これは一体自治事務なのか法定受託事務なのかというのは随分問われて、個人情報ワーキンググループとしては、その点は議論していないのですけれども、事務局とは、一体そこをどうするのかと随分議論して、結局今の段階では、まだどちらかというのがまだはっきりしなくて、やっぱり自治体で、このあたりはかなり詳しい人たちからすると、今さら法定受託事務にするのかというのはありました。というのは、一方で、総務省ではそれを増やさないということでやってきているというようなものもありますから、どうするかは恐らくトップのほうで話していただくということにもなるんだろうと思います。ということがあります。

それと、これもここの場なのかどうかということですが、個人情報保護ワーキンググループのほうでは、実は住民基本台帳法の考え方をかなり参考にして、個人情報保護の考え方を構築していったわけです。それは私自身もずっと前からいろいろかかわってきたということもありましたし、事務局もそのことを十分踏まえてやってきました。ですからそういう形で、今の個人情報保護法のほうはできているわけですが、また逆に、今度番号法ができたときに、住民基本台帳法への影響はどうかというあたりが、またいろいろ質問としては出てくるんです。それでそのあたりをどうするのかというのが今後の課題として、27日に発表する段階ではもちろん間に合わないんですけれども、そこをどうするかは、どこでやるのかはちょっとわかりませんが、それもどこかで検討していただく必要があるのではないかと思います。

【安田座長】 また今後の課題かね、それは。

【山崎住民制度課長】 よろしいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【山崎住民制度課長】 最低限、大綱に盛り込んでいかなくちゃいけない住民基本台帳法とか公的個人認証法を変えるポイントですね。これは今、主張しております。

【堀部委員】　　そうですか。

【山崎住民制度課長】　　例えば「番号」を住民票に記載するというふうにしなくちゃいけないとか……。

【堀部委員】　　そこもそうですね。

【山崎住民制度課長】　　明らかに住民基本台帳法の問題なのですが、これは今、大綱に書いてもらおうとしています。

【堀部委員】　　そうですか。

【山崎住民制度課長】　　それからあと、公的個人認証サービスに関して言えば、認証用途をつけ加えるというのも、これは法律改正マターですし、それから民間の署名検証者を拡大するというのも法律事項です。それからここで2日もご議論いただきましたけれども、地方共同法人のようなしっかりしたものにするという、これも指定情報処理機関制度とか、指定認証機関制度をいじることになりますので、住基法とか公的個人認証法の法律改正マターです。極力今、法律改正の大きな問題は番号大綱に書いていただくということで今、調整をしております、今のところはおおむね、そういう問題は書いていただけそうな感じですよ。

そういう番号大綱に住基法と公的個人認証法の大きな改正ポイントは書いていくと。これから技術的なことが、検討が進んでまいりますので、そうすると今度はまた、住基法をもうちょっといじらなくちゃいけないとか出ますので、それはおっしゃるように今後の課題で、適切な改正が必要だということを書いていただいたほうがいいかなと思います。

【安田座長】　　そうですね。じゃあそうしましょう。

【堀部委員】　　ええ、そうしたほうがいいですね。

【安田座長】　　今後の課題も、項ができればそれで……。

【堀部委員】　　課題ということで行くと、5か、あるいは、「0 はじめに」というのは変ですから、「1 はじめに」にしていくと番号も移るでしょうけど。

【山崎住民制度課長】　　「はじめに」は1から始めることに。0にしたのはちょっと凝り過ぎていたと思いますので、済みません。清原市長のお話を踏まえて入れたやつなので、つい強調して0にしてしまいましたので。

【安田座長】　　いや、0をとって「はじめに」だけでもいいです。

【堀部委員】　　ええ、「はじめに」でもいいですよ。

【松尾委員】　　1ついいですか。

【安田座長】 どうぞ、松尾さん。

【松尾委員】 「はじめに」の話になるのかどうかわからないんですけども、ICカードの話の中で、法定受託事務にするかどうかというお話もありますけれども、外国人の方の話もそうでしょうけど、私みたいに住所が変わったとか、こういう場合もそうなんですけど、1つの閉じられた地域の地方公共団体の話ではなくて、複数のところにもまたがるような話で、私個人としては、個人としての国民として、利便性が欲しい。そのためのカードを欲しいと思っているだけであって、それ以上のことは考えていないわけですよ。その利便性の部分がどうしても、この議論をしていると、どこか横に置かれているんじゃないのかなというのを常々感じているんですけど、住民サービスをちゃんと提供するためにICカードを皆さんに配ります。その利便性はこういうものですと書いていただければ、ああ、そのICカードを無償でいただけるならいいことだなと、こう思うんですけども、そこがはっきり言ってないんですよ。配りますと書いてある、無償ですと書いてあるだけで、私個人として、このICカードを持ったら利便性は何ですか。

【大山座長代理】 ほんとうは書きたいんですけどね。

【松尾委員】 それで確かにネットワークを使う入り口として便利でいいですよ。というのはわかるんですけど、住所が変わった途端に使えませんよ、あなた自分で勝手にやりなさいみたいな感じに今はなっているんです。だから、せつかく登録してネット上にあるんだから、それで国民としては使えればいいじゃない、住所変わろうが使いたいよという部分は保障されているの？

【遠藤委員】 だからそういうビフォー・アンド・アフターをちゃんと見せないで。

【清原委員】 そうですね。

【遠藤委員】 ちょっといいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【遠藤委員】 経団連のときにもいろいろあるんですけど、話をよく知っている人同士の中で閉じた話になっちゃっていて、それって実際は、一般の国民の人は、何か議論をしているらしいぐらいで、本当にこれがどういうところまで考えられてというのは、要するに今の松尾先生のお話でもあるわけですけども、要するに今までこうだったのが、こんなふうになるんだよと。あるいは今まで事実上できなかったようなことができるようになるんだよとか、そういうのをやっぱり見せていかなきゃいけないと。それは、ちょうどこれがありますね。これと同じように何か書かれていると、すごくいいんじゃないかなと

思うんですね。

【松尾委員】 これはあるんですけどね、年金機構と国税庁しか入っていないの。

【遠藤委員】 違います、こういうようなと。これがいいと言っているわけじゃないんです。先生、国民にとってのこういうようなやつがですね。

【松尾委員】 これが広がってほしくて、医療もみんな広がってほしくて、それがあると住民としてすごく便利なカードですよと言われてもらえれば、そうかと思うんだけど、これだと、うん？ 何て面倒なことやるのという感じが先に来ちゃうんです。

【遠藤委員】 それで実は、経団連でいろいろな方からお知恵を拝借して、何枚かこういうリーフレットをつくったんです。前と比べてこうなります、前と比べてこうなります。それをベースにしながら、今度はそうすると、経済的効果もそれでもって計算がある程度できそうなものもあるというようなものを幾つかつくってしまっていて、結局、要するに国民が、おお、これはぜひ使おうよと思ってくれないと意味がないわけで、そこへ速く持っていくという準備も始めていかなきゃいけないんじゃないかと。法だとか何だとかは全部そろったけど、実際に乗ってこない。これじゃ困るのでということです。それも一緒にどこか、やっぱり入れておかなきゃいけないんじゃないかなと。

【安田座長】 じゃあ経団連さんのリーフレットを取り寄せてまず……。

【遠藤委員】 いや、大したことは書いてないですよ。そういうつもりの……。

【安田座長】 それでうまくいくかどうかをちょっと検討してみましよう。それから住所の話がされましたよね。住所は変わってももういいはずなんですけど、それは伝わっていない？

【松尾委員】 住所と地方自治体という関係はすごく結びつきやすいんだけど、個人としては、住所は自由に変わりたいわけです。

【安田座長】 ええ、そうです。

【松尾委員】 それを変えるたびにカードを変えろと言われてたら、住所を変えなく……。

【安田座長】 どうぞ説明を。

【山崎住民制度課長】 1つ目は来年の7月からですけれども、継続利用というのが可能になりまして、例えば豊島区から新宿区とか、新宿区から三鷹市に変わっても、そのカードは継続利用するというふうにシステムを変えましたので、来年7月からはご容赦いただけたと思います。あと1つ、ICカードのほうで、結局今決まっていることは、住基カードがICカードに進化するということと、そこに公的個人認証サービスの認証用途が入

るということだけで、先ほど大山先生からお話がありましたけれども、具体的にカードに何を載せようということを決めていないものですから、そうするとかなり記憶領域の広い、国民がみんな持っているカードができて、これに、法律で決めればいろいろなものが入るんだよ、こう便利になるんだよということを、ここではなかなか書けなくてという話だと思うんです。だからさっき申しました64キロぐらいあれば、健康保険証だって、介護保険証だって、実はいろいろなものが入っていただけるのですが、今のところは市町村が条例で利用している領域の部分と、それから住基ネットで使っている領域の部分と、公的個人認証サービスの部分と、新たにつけ加える公的個人認証サービスの部分と、「番号」が入るぐらいのことしか言えないということなので、恐らくそういうお話になるんだろうと思うんです。だからそういう基盤はできるので、たとえば言えば、高速道路はつくりますけど、どんな車が通るかは保障できないということなんです。

【清原委員】 よろしいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【清原委員】 具体的なお話をさせていただきます。私はICTで証明できる時代にちょっと矛盾を感じながらも、昨年2月から渋谷区や市川市さんと一緒に始めたのが住民基本台帳カードを使って、セブン-イレブンさんで、住民票、印鑑証明等を出せるというサービスなんです。けれども、なぜ矛盾を感じているかという点、もう住基カードがあれば、それで証明が済めばいいのに、印鑑証明とか住民票を、それを使って出さなきゃいけない。相変わらず印鑑証明が必要であるということに、多少の矛盾は感じながらも、今、全体の制度としては、車を買うにも印鑑が要って、印鑑証明が要るものですから。いわゆる住基カードを持っていけば、それで済むという現状でないものですから、私としては市民の皆様のために、全国津々浦々、どこのセブン-イレブンさんでも、三鷹市の住基カードであれば、そういう証明書を出せるようにしたのです。ですから松尾先生が、自分は三鷹市民なんだけど三鷹市役所へ行きたくないというときには、どこでも出せるという、そういうことなんです。

そういうことをなぜ私が始めようと思ったかといったら、やっぱり利便性を追求したいです。ICTの時代、ネットワークの時代。ですから少しでも空間的な障壁を超え、時間的な障壁を超えて。そうしましたら実際にコンビニエンスストア等で交付を受けている方は、市役所が閉まっている時間に利用していますし、また納税のときも実際にコンビニ納税とかATMの納税というのは営業時間以外で皆さん使っていらっしゃるの、や

やはりこういうカードで経団連の、遠藤さんもおっしゃいましたけれども、これからは、やはり多様な個人認証によるサービスの地平は広がると思うんです。

今はささやかですけれども、しかしさせていただくことが何か未来へのとびらを少しずつあけているかなと思いますので、この住民基本台帳ネットワークというのが、やはりこの約10年間、機能してきたことをほんとうにうまく尊重しながら、大山先生がずっと頑張ってきた社会保障カード的なものがうまくリンクできれば。ですから、そうすればここに年金機構と国税庁以外のものが入ってくると思うんですけど。確かに国税庁とか年金機構とかというのはそれぞれに取ることが連想されて、何か得るといふ形にはなかなかありません。ある世代以下にはならないものですから、それは確かに残念なことです。市町村以外のランクか何かがあってもいいかもしれませけど。

【遠藤委員】 還付はできるんですね、今度。

【清原委員】 還付はできます。

【遠藤委員】 今度はカードを使ったりすると内容証明が非常に簡単にできるので、非常に正確に還付ができるようになる。そういうのを今、一生懸命集めてアピールしようというあれなんです。

【松尾委員】 住基カードが本人確認のために使われるという局面が随分増えてきているなどというのは、おっしゃっているとおりで、そのようにIDカードが使われればすごくいいことだと思います。私もこの前、大学の卒業証明を取ろうとしたら、今は本人を確認するもののコピーとやっぱり書いてあるんです。それで住民票はまずいし、今の住所を書いている唯一の社会保険の裏側に住所を書いて送ったんですけど、そういう感じで、本人確認にそういうものを求める中にちゃんとIDカードというか、住基ネットのカードも入っていたので、ああよかったと思ったんです。私はでも、住基カードの住所は古い住所ですのでだめなんですけどね。

【山崎住民制度課長】 先生、変えていただかないと……。

【遠藤委員】 早く変えてもらったほうがいいよね。もう何カ月か過ぎていきますから。

【松尾委員】 7月を過ぎればいいのかな……。

【遠藤委員】 ちょっと別のやつでいいですか。この1ページ目の「はじめに」のところですけども、私はこれを見て、ああ、こんなに活用されているんだと思ったのですが、これは書き方だけの問題なんですけど、文書の中にわーっと埋め込んであるものだから、この中から1億3,000万件とか510万件とか6,000万件を引っ張り出して理解す

るのは非常に……。だからこれ、もうちょっと頭の中にポーンと入るような表示の仕方をしたほうがいいと思います。

【山崎住民制度課長】 わかりました。

【安田座長】 それは別途考えましょう。

【遠藤委員】 500万人分の年金記録とかね。これがぐじゅぐじゅ書いてあるものから。

【山崎住民制度課長】 わかりました。ちょっとぐじゅぐじゅをちょっと修正いたします。

【遠藤委員】 だからこれをちょっとやってもらったら、もっとストレートに理解できると思います。

【山崎住民制度課長】 はい。

【松尾委員】 今までの効果という意味では、ストレートに見えるんですけど、将来に向けてという部分を書きにくいところ、利便性の部分をちゃんと、ものすごく口に出していただかないと、ドライバーにはならないなというのが、担当部署として……。

【安田座長】 まあ、ちょっと中間段階での中間論点整理ではなかなか難しいので。前に進まないといけないので、あんまりバラ色に書いて、ほんとにそうかという問題と、そんなにしてもらっちゃ困るという話が出てくるのが一番怖いんです。ですから、とりあえずちょっとかための表現にさせていただいて。

【山崎住民制度課長】 そうですね。「番号」反対論者というのも非常に強くおりますので。

【加藤委員】 逆に刺激されてもね。

【大山座長代理】 そうですね、そうなりますね。

【安田座長】 すぐプライバシーのほうへ突っ込まれちゃうので。

【加藤委員】 いい話ばかり言ったって、逆に。

【清原委員】 そうそう。

【加藤委員】 いい話ばかり前面に出ちゃうとね、ほんとかよというふうな、今は信頼をされていない状況ですから、少し控え目のほうが、座長が言われるようなことには私も賛成です。

【安田座長】 そこまでいくとプライバシーが本当に問題になるぜという議論のほうが大きくなるんですよ。だからとりあえずはまず前へ進むという意味では、ちょっとバラ

色でない部分も多くないけど、バラ色には見えにくいかもしれないけど、とにかくかためにとにかくにさせていただきます。ほかにいかがでしょう。

【大山座長代理】 いいですか。ちょっと違う話なんですけど、社会保障の関係が気になるので。先日といっても、まだおとといぐらいか、新聞にも出ていましたね、大綱の話が。あの中に、社会保障の分野を特別法にするような形が書いてありました。

その前に朝日から出ていて、漏らした人がいるなど思ったんですけど、まあ、それはそうとして、その中で皆さんの考えを聞かせていただけるとありがたいなと思っていることがありまして、少なくとも特別法と言っているのは、今回の番号法でつくっている要綱から大綱に行く中で、特別というのは、そこは除外をするというイメージで言っているのか、あるいは大綱の中に書かれる、例えば堀部先生がおやりになっている個人情報保護の観点から見たときに、例えば直罰がかからないようにするために違うやり方をしようとしているのか。少なくとも確認として、前提条件で確認したいのは、税、社会保障と言われている今の「番号」の流れであれば、医療だろうと介護だろうと、税に関係するところは「番号」使うんですよね。

【堀部委員】 そうだと思うよ。

【大山座長代理】 なんですよ。ここがわからないんです。「番号」を使わないというのならまた違うんだけど、「番号」を使うのなら大綱の中の特別法の意味は一体どういうことなのかがわからなくて、情報連携基盤から見ると、より機微性が高いと思われるものももちろん一部、主張は正しいと思うのですが、時間軸ですべて個人の健康情報、あるいは病歴を含めたものも本人に渡していくようなときに、情報連携基盤をもし使うとすれば、そのところはちょっと違いがあって当たり前かなとも思うので、というと、使っているレイヤーが幾つかあって、個人情報保護法でかけているところ、今度の話で、あるいは番号法でかけようとするところ、一番広く薄くは個人情報保護法があって、今度番号法で何かかかってというふうに思っているんですけど、僕は。その中で、医療・介護もやっぱりかかるんじゃないかなと実は思う。その辺のところの整理がよくわからなくて、最近、どうなっているのかなと。

【堀部委員】 どういうふうに議論になっているんですか。

【大山座長代理】 先生がご存じないということは……。

【堀部委員】 いや、個人情報ワーキンググループと情報連携基盤技術ワーキンググループのもとにサブワーキングで社会保障を見ていって……。

【大山座長代理】　　そうですね。

【堀部委員】　　あそこで議論していることというのは表に出ていないからわからないんですよ。

【大山座長代理】　　そうなんです。出てこないんですよ。少なくとも「番号」を使うんですよ。今言った税の、所得の関係は。

【遠藤委員】　　使わなきゃだめでしょう。

【大山座長代理】　　ですよ。それは当たり前の話ですよ。そしたら番号法でかかるのは当たり前ですよ。

【堀部委員】　　ですからこの基本方針などで、「番号」の使い方など、いろいろ1月31日の基本方針が出ているわけですけど、そこあたり、どういうふうに関連づけて議論をしているのか。もしおわかりでしたら……。

【大山座長代理】　　いや、この話じゃなければもうしょうがないんですけど。

【堀部委員】　　この話ではないと思いますけどね。

【大山座長代理】　　ただ、勝手に考えると、わかっていないと何と……。

【堀部委員】　　そうなんです。要件を知りたいと思って、いろいろ聞くんですけど、わからないんですよ。部分的に何か、そういう特別法をまた考えているらしいという話は数日前には聞いたんですけど、そしたら新聞に出たので。

【大山座長代理】　　法律論から言ったときに制度の関係があって、特別法の意味づけというのは、どういうたてつけだったら特別法になるんですか。それがわからないんですよ。そもそも、ないとは思んですけど「番号」除外だったら、大ごとになるのは分野法ですよ。大もとにある個人情報の保護法があって、その上の分野法。使わないんだから、医療の分野は何の影響もないはずで、もし使わないなら。

【堀部委員】　　そうです。

【大山座長代理】　　そうすると今回は何でそれをつくる必要があるのというのが。

【堀部委員】　　僕はわからないですね。

【大山座長代理】　　そのきっかけがわからないですよ。

【堀部委員】　　ええ。

【大山座長代理】　　もし使うのならば、どうして特別法でなんかできるのというのがわからなくて、ここは全然頭の整理ができないんですよ。新聞には載っているのに、あれどうする気なんだろうと。

【安田座長】 新聞がわかってないんじゃないかね。

【大山座長代理】 そうなんですかね。

【堀部委員】 何かやる議論はしているらしいんですよ。そういう議論をしているという話は聞いたことありますけども、その内容がわからないので。

【安田座長】 この前から、だってみんな使うことになってるじゃないですか。

【大山座長代理】 でも医療は入っていないんですよ。

【安田座長】 医療はまだね。

【山崎住民制度課長】 よろしいですか。この絵でいくと、実はこの絵は勝手に総務省がつくった絵でして、要は使うのがほぼ確実な機関が、その社会保障で給付をする機関だろうと。国税庁と年金機構は、それぞれ別々の情報保有機関なので、あと市町村とか都道府県があるだろうということでこの絵をつくったということで、あと今聞いているのは、雇用保険のほうも給付なので、これもこういう形になるのではないかと聞いていますが、そこが若干未整理なのは、日本年金機構も厚労省で、それから雇用保険も厚労省だと。厚労省の中には医療とか薬局だとか、いわゆるセンシティブ情報を使う部門があって、そこを厚労省としてまとめたいというお気持ちと、それからやっぱり日本年金機構とか雇用保険とかは、お金の出し入れの話で税と密接に関係するところだと。年金だって、年金所得が発生して税を取っちゃうという話だし、それは「番号」を使うんでしょうしというような、そういうところで切り分けようというお考えが内閣官房側にあるようです。やっぱりそこは厚労省の範囲内は範囲内で、何とかサブ連携基盤みたいなのがあってやったほうがいいんじゃないかというようなところに年金機構とか雇用保険も入れたほうがいいんじゃないかというお気持ちと、少し整理がついていない部分があるやに聞いています。ただ、税・社会保障一体改革になる「番号」ですから、年金とかは、やはり情報連携基盤に直接つないでやらないと説明がつかないだろうということに大体一致してきたんじゃないかと。

【安田座長】 堀部先生何かありますか。

【堀部委員】 いや。

【安田座長】 いいですか。前川さんどうですか。

【前川委員】 これはここで議論する、あるいは話すことではないかもしれませんが、さっき住所の話が出ていましたけれども、住基における住所という意味が、ほんとうに住んでいる場所ではなくなってきているところがあります。例えば住所を幾つも持っている

方もいらっしゃるし、あるいは今の原発問題や、あるいは三宅島のように火山の噴火の関係で、住基にある住所とは違うところに長期に居住されている方もいらっしゃるわけです。ご存知のとおり、かつてほとんどの国民の住所と戸籍が一致しており、住民は戸籍で管理されていたと聞いています。ところが都市化の進展とともに、人が都市に移住するようになって、戸籍と住所が乖離してきたために、住民登録制度ができ、住民基本台帳ができてきたわけです。

今やまた、その住民基本台帳の住所と本当の居住地が乖離し始めていて、役割は異なるけれども、住基というのは第二の戸籍のようになりつつあるのではないかと考えています。つまり、住民基本台帳は、私が日本国民であって、税金を納める義務と、何らかの行政サービスを受ける権利をどこの自治体において持っているかを示すもので、この新しい番号、「番号」こそが私だということにきつとなるんだらうなと思っています。だから「番号」と私の顔写真、あるいはもしかしたら何かのバイオマトリクスが入ったカードが、私が私であることを証明する唯一のものになっていく。それが常に住民基本台帳にひもづけをされている。でも住基に書いてある住所というのは、必ずしも私の連絡先じゃないかもしれない。何か将来はそういう姿になるのかなというようなことを考えておりました。

【安田座長】 おっしゃるとおりですけど、一番の問題は、カードをなくしたらどうするのかということが最後に来るわけです。

【前川委員】 そうですね。カードは常に所持する必要があると思います。自分で常に持っていないと、なくしたことがわからない。そうするとなり済ましが起きてしまうので。大事なカードは常に持ち歩くことがよいと思います。

【遠藤委員】 ここに入れずみしておく。

【前川委員】 いや、そこに身体に埋め込むのは、いろいろ問題があります。大事なカードは金庫にしまっておくという人もいますが、むしろ逆に、常に持っている。なくしたらすぐに失効させて、新しいカードを入手する。それが一番いい。

【安田座長】 そうすると、段々やばくなるからバックアップがもう一枚要るとか、そういうことを言う人が出てくるから、いろいろまた問題が起こるんです。

【山崎住民制度課長】 座長済みません。ちょっと話を打ち消しをしておきますので。実は最高裁の判例がありまして、結局、公法上の住所というのは1カ所となっていて、それはなぜかという、今遠藤先生がおっしゃいましたけれども、納税をどこでするか。つまり住民税が帰属するのはどこかということと、それから参政権ですね。選挙権をどこ

で行使するかということで、1つに決まらなくちゃいけないというのが最高裁判例でして、住民基本台帳はどういうたてまえにとっているかという、立て前のほうを申し上げますと、客観的な居住の事実が1年以上あるところに住所はあります。そこに主観的な居住の意思でもう一つ判断するとなっているということなのですが、本当の立て前は、1年以上住んでいれば、そこは住所になるんです。それは職権記載を地元の市役所がすることもできるんです。ただ、前川先生がおっしゃったような事態は私ども意識してまして、三宅島から避難なさってきた方が、いつでもお帰りになる状態になると。自分は本意でなくここに避難しているという方々に、しいて避難先の市役所が職権記載しなかったとか、それから残していることを、記載をやめなかったとか、そういう世界でやっけてまして、本当の住民基本台帳の世界は、住所を決めたら2週間以内に住民票を届けてほしい。それから1年以上住んでいれば、そこが住所になるわけです。ですからちょっと虚実皮膜の中でいろいろな運用がされている部分があって、今、前川先生がおっしゃったようなことになるだろうと思いますが、実は今、福島で悩んでいますので申し上げます。

【安田座長】 はい。そろそろ……。

【加藤委員】 座長ちょっと1つだけ。

【安田座長】 どうぞ。

【加藤委員】 市長もちょっと今言われて、私も感じたんだけど、ゴールトータルで、懸念とか留意点とか、さっき課題とかというふうな話し方もあったんですけども、少しいいところだけ前面でなくて、いや、こういう制度については、こういう留意点があるべきだし、課題だしというようなところも、どこかにあってもいいのかなという感じがするんですけども、それを検討いただければと思います。

【安田座長】 分かりました。今後の課題だけじゃなくて、留意点もあるかもしれません。ただ、あんまり前面に出すと……。

【加藤委員】 わかります。

【安田座長】 前へ進まない可能性があるのです。

【加藤委員】 範囲の中で検討いただいて。

【安田座長】 やんわりとという感じです。ありがとうございます。一応そんな恰好で、きょうの議論を踏まえて、整理をしたいと思います。至急整理をしたいということなので、あと、ここは事務局と私にお任せをいただきたいということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【安田座長】 どうもありがとうございました。それじゃあそれで整理をさせていただきたいと思います。ほんとうにありがとうございました。何か事務局のほうから。

【浦上専門官】 それではその修正をさせていただきまして、後々に反映させていただいて、この中間論点整理を総務省の意見としまして6月30日の情報連携基盤ワーキンググループで発表させていただきたいと思います。それから次回以降の調査委員会でございますけれども、今月中に策定される大綱がありますが、それをまた踏まえて、必要に応じてまたご案内させていただければと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

【安田座長】 どうもありがとうございました。それじゃあきょうはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。